

# ふたたび呂氏春秋上農等四篇に 見える農業技術について

大 島 利 一

【要約】 本誌四九卷一号（一九六六年一月）所載の拙論の補説であるとともに、韓国の関成基・関斗基二氏の縷田法についての説を紹介した。『呂氏春秋』の四篇には上田・下田に共通した農法が述べられているのであって、決して従来説かかれているように下田農法中心のものではないこと、また班圃によって代田法と比較された縷田の農法は『呂氏春秋』任地篇に見える上田農法であることなどを記した。

史林 五一卷五号 一九六八年九月

## 一

わが国における『呂氏春秋』の上農等四篇に見える農業

技術についての研究は、一九五六年、西嶋定生氏の「代田法の新解釈」のなかで、はじめて代田法との関連において開始された<sup>①</sup>。その結論を要約すると、

(1) 戦国時代の農地には上田（高田）と下田（低田）の別があるが、呂氏春秋の農法は、もっぱら下田の農法を詳述したものである。

(2) 耜の使用によって六尺の広幅の畝（隴）をつくり、畝間を八寸の圳（隴溝）とし、この広幅の畝上に概種（あつまき）をおこなう。つまり広畝散播法（ひろうねばらまき）である。そして発芽後、除草・整苗等の栽培管理をおこなって、作物の株間をたてよこともに六寸間隔にととのえ、通風をはかる。

(3) このような農法がおこなわれていた田こそ、班圃が「縷田」とよび、顔師古が「縷田謂不為圳者也」（縷田とは圳をつくらざるものをいうなり）と註したものにほかならな

い。

(4)このような農法は、集約度の高いものではあるが、牛耕以前の耒耜使用の農法で、代田法の「一畝三圃、歲代処」という農法は認められない。代田法は趙過の創意によって牛耕を前提として考案されたものである。

これに対して私はいささかの疑問をもった。もし『呂氏春秋』の農法が以上のごとくであり、それが前漢武帝時代に一般に実施されていた農法であるとするならば、それと代田法との間にはあまりに大きな断絶がありすぎるのではないか。また任地篇には「上田棄畝、下田棄圃」という対句がある。これは明らかに上田（高旱田）と下田（低湿田）の二つの農法が対等に記されているもので、下田の農法だけを重視して論じるのはおかしいのではないか。そこで『呂氏春秋』上農等四篇を注意して読んでみると、任地篇は夏緯瑛氏の『呂氏春秋上農等四篇校釈』（一九五六年）にいうように『后稷』という名の古農書の抜萃かどうかはたしかではないとしても、それはたしかに他の上農・弁土・審時の三篇とは性格を異にするようである。この問題を明らかにしようとして私は「呂氏春秋等四篇に見える農

業技術について」（『史林』四九卷二号、一九六六年一月）という小論を書き、任地篇は他の三篇と成立を異にする一篇であり、その中に見える上田農法こそ代田法の先駆形態であるという結論に達したのであった。

ところがこの私の小論の発表と前後して、西嶋氏は、夏緯瑛氏の著書を参考にしつつ、伊藤徳男・米田賢次郎二氏の批判に答えて前説を改訂増補し、大著『中国経済史研究』（一九六五年三月）に収録発表された。その中で氏は畝制について「六尺幅の畝と隣りの畝との間に八寸幅の圃を作るから畝上の幅は五尺二寸となる」と改めているほかには、『呂氏春秋』上農等四篇の性格とその農法についてはあまり大きな改訂はないようである。

その後、ソウルの崇実大学史学科助教授の関斗基氏から私信（一九六六、一〇、一三付）とともに同氏の書評抜刷「近年の漢代史研究数種」（『中国學報』第四輯、一九六五年二月、九九—一〇九頁）<sup>⑧</sup>を寄せられたが、その中に釜山大学校教授関成基氏の「縵田法小攷」の批評紹介がふくまれている。その書評は韓国文のため、大阪外語大出身の永島暉臣慎氏に翻訳していただいたが、きわめて興味深いものがあるので、つ

ぎにこれを紹介するとともに、私の前記小論の再検討を試みてみたい。

## 二

関成基氏の「縷田法小攷」という論文は、関斗基氏の紹介によると、西嶋氏の前記論文に主として刺戟され、縷田に関する西嶋氏の誤解を是正しようとするものである。論文は六章から成り、第一章に問題提起を、第二章に縷田についての従来の解釈を述べ、第三章で「呂氏春秋の農法」と題して、その農法こそが縷田法であり、それは「条播」であることを論証した。第四章は「縷田法の実態」として主に『齊民要術』中の「漫」字の意義を調べ、それが手播であることを述べている。もちろん漫は縷に通借されるという前提の下においてである。第五章においては「第二次農地と縷田法」と題し、木村正雄氏の第一次農地が戦国以来開発されたという説を根拠として『呂氏春秋』に説く農法（縷田法）はその第二次農地に適用するためのものであるとした。『呂氏春秋』は上（高）田と下（低）田にそれぞれ適用される二種の農法があることをいうが、主に下田に

適用される技術を説明しており、その下田こそが即ち第二次農地だというのである。第六章は結語である。

関斗基氏によると、この論文の主題は第三章の「呂氏春秋の農法」にあり、その要旨は私（大島）の前記小論の主意の一部分とほぼ同じく、西嶋氏の「広畝散播」を否定し、条播であることを主張したものであるという。

また関斗基氏によると、畝上密播か畝上条播かの分れ目は『呂氏春秋』弁土篇の「既種而無行、耕而不長、則苗相竊也」という記述にある。この文について西嶋氏は既を概と考え、密播するところに耕而不長（苗の処理が不適）ならば良くないという意味に読み、関成基氏は「下種時に行列をなさなければ」と考える一方、既を概と見ても「密播をして行列がなければ」と解釈されるといっているが、思うにこの二つの解釈は如何なる誤読からくるものでもなく、読法の差異によつたものであるというほかに考えられない。そこで関成基氏は弁土篇、任地篇から条播の可能性を示す記述を捜しだし自説を強化している。また散播による種の虚費、労力の虚費等も指摘しているという。このことについてはかなり詳しい紹介があるが省略する。

また関斗基氏によると、縵田法が『呂氏春秋』に詳説されている農法であるとする点において、関成基氏も西嶋氏と同意見であるということで、関斗基氏の批判の眼は、主としてこの点に向けられたのである。

すなわち関斗基氏は、班固が代田法と比較した縵田法が果して『呂氏春秋』に詳説してある下田農法であるかという点に疑問を提出した。かれは私あての私信のなかで次のように述べている。

（前略）私の結論は、呂氏春秋に説かれた下田農法は縵田法ではない。故に縵田法が代田法に変わったとは云えない。顔師古の注は誤りであるということでした。

私の論拠は、代田法は耐旱処理の技術がその特色の一つであり、それは代田法の施行対象が所謂「上田」であることを意味する。然るに呂氏春秋に詳説された農法は下田を対象とした農法である。班固が代田法と縵田法とを比較するとき、その対象地域（土質）を異にする上田農法と下田農法を比較したであろうか。否、彼は同じ二つの上田農法を比較し、その生産量を比較したのである。故に班固のいう縵田法は代田法とは対象地は同じであるが方法だけ異なる上田農法であり、その上田農法こそ呂氏春秋任地篇に簡単に言及された「上田棄畝」の農法即ち

「剛中播種」の農法であろう。任地篇の上田農法と代田法が異なるのは、主に代田方法の「休閒地を作り歳易する」の有無である。顔師古は農法に詳らかでなく、単なる訓詁の立場から代田法の特徴を「剛中播種」と認め、「その反対の農法」として「縵田謂不為剛者也」といったのである、というのであります。貴殿の労作にも上田棄畝の農法が代田法の先駆として評価されてありますが、その点、私の意見と同じですが、ただその農法に縵田法という名を与えていないように思われました。

関成基氏の条播説に対しては、簡単に、当代農人の常識という立場から見ると、剛より広い畝上に作条器もなしに「条播」することは難かしいのではないか、代田法では狭い剛中に播種するのであるから当然条播になるのであるが、という疑問を提出したに止まりました。貴殿の条播主張を読み、新しく考えようとしています。（下略）

### 三

以上は不十分ながら、韓国における研究を紹介したが、つぎには、先きの私の小論の再検討をかねて、私見を記してみたい。

まず関成基氏の「縵田法小攷」についてであるが、『呂

氏春秋』の農業技術を畝上条播と理解する点において私も同意見である。というのも弁士篇の

既種而無行、耕而不長、則苗相竊也。

「既種して行なく、耕して長ぜざれば、則ち苗相い竊むなり」という文の理解がほぼ同じだからにほかならない。この問題について考えてみるために、まず西嶋氏のこの一文についての説を記しておく。

この文中に「既種而無行」とあるのは、通常「すでに種して行なく」と解説されているが、既とは概の意ではあるまいか。

しかりとすれば概種とはあつまぎ、しげまぎの意味であるから、この一文の意は播種を稠密にしてそのまま縦横の行列を正さなかつたならば、作物が互いに他を傷つけるから、これを苗竊という、という意に解することができる。もっとも文中の「耕而不長」とあるのは播種の注意の次に耕のことが述べられているという点で矛盾し、また「耕而不長」ということは苗竊の理由とはなしたがたいから、おそらくはこの耕字は誤であり、そこには播種後の苗の状態を示す文字があったと考えられよう。またこのばあい既種を「すでに種して」と読んでも、縦横の行列を正す必要があるかぎり、それは当然散播法(ばらまぎ)であつたと考えられる。(中略)すなわちそれは六尺の広さの畝間に八

寸の畦をつくり、残された五尺余の畝上すなわち隴上におそらくは概種すなわちあつまぎ、しげまぎを行うものである。それは広畝散播法(ひろうねばらまぎ法)である。

私は先きの小論において、西嶋氏の既種を概種(あつまぎ、しげまぎ)の意とする説に賛成したが、今にして思うと、既を概と改めて読む必然性は私の立場からは認められないので、これはむしろ米田賢次郎氏の「既は則に対応して条件を示す助辞」と見る説がよいように思う。また「耕而不長」については、夏緯瑛氏の「莖生而不長」と改める説に従ったが、同じ改めるならむしろ「耘而不長」と改めるほうがよいように思う。したがって先きの弁士篇の一文は「すでに種まきて行なければ、耘るも(苗は)長ぜず、これこそ苗がたがい竊めるなり」と訳したい。そして「既種而無行」とは、西嶋氏のように、「あつまぎ(『ばらまぎ』)をして、そのまま縦横の行列を正さなかつたならば」というように二段の作業でなく、「行のない種まき(ばらまぎ、または乱雑な条播)をすれば」という一つの作業をいうものと私は解する。

もっともこの文章については関斗基氏のように、どちら

も誤読ではなく、読法の相異から来るもの、とも考えられよう。また米田氏はこの文によって点播説を主張されている。とすると散播か条播か点播かという問題の、最も重要な記述が、きめ手にならないということになるが、はたしてそうだろうか。いったい広畝に散播、しかもあつまきをするとしたら播種後の覆土は不可能ではなからうか。それとも覆土の必要なしというのだろうか。私にはやはり先きの小論で記したように「もしそのような(散播後に整苗する)方法で苗の行列をつくとすれば、種子と労力の浪費は問わないとしても、すでに苗の行列をつくるという觀念がある以上、それは当然播種のとくにすじまきすることに気づかぬはずはないと思われる」のである。かれらは新石器時代以来の農民ではないか。

#### 四

つぎには関斗基氏が提起した問題、縷田法は『呂氏春秋』に詳説されている下田農法ではなく、上田農法であろうという問題について考えてみたい。

結論から先きにいえば、私は関斗基氏の提案におおむね

賛成である。前にも記したように、任地篇には「上田棄畝、下田棄畝」という文がある。上田は高旱田、下田は低湿田の意味であるから、これは高旱田では畝(隴)を棄てて(隴溝)に播種し、低湿田では畝を棄てて畝に播種するということにちがいない。また弁土篇においても

上田則被其処、下田則尽其汗。

「上田(高旱田)はその耕せし処を履して水分を保存し、下田(低湿田)は排水をよくして汗水を除くべし」

という文があり、上田と下田のちがいは十分認識されているのである。したがって『呂氏春秋』の農法を考える際に、上田農法を特殊の場合として除外するわけにはいかないようである。

思うに弁土篇の農法では、上田・下田とも播種以前に水に対する処置をしたのち、どちらも畝上に播種するのである。ところが任地篇では、上田は畝中に、下田は畝上にあるというように播種対象を異にするようになったのではなからうか。このことは弁土・任地二篇の性格とも関連する問題なので、後でもう一度考えてみたい。

さて「上田棄畝」を畝中播種と解した場合、五尺(ある

いは五尺二寸)幅の畝を棄てて、一尺(あるいは八寸)幅の圃にのみ播種することはあり得ないであろう。とすれば、やはり五尺幅の畝上に二行にやや深い(圃に類した)溝をほって播種するのではなからうか。私はさきの小論においてこのように想定し、代田法「一畝三圃」の先行形態と認めただのである。この点はいまも変わらない。

ただこの上田棄畝の農法を関斗基氏のようにこれが縵田法であると認めるとすれば、それは顔師古の注と矛盾することになる。その点をどう考えたらよいか。

元来、班固の『漢書』食貨志上の本文では、代田の「一歳の収は常に縵田に過ぐること、畝ごとに一斛以上なり、善くする者は之に倍す」というのみで、縵田が如何なる農法によるものかは全く不明である。ただ顔師古の注に「縵田は、圃を為らざるものなり、縵の音は莫幹の反」、また「善く圃を為る者はまた縵田に過ぐること二斛以上なり」とあるのみである。しからばこの顔師古の注は縵田の解釈として正しいであろうか。

「縵」とは『説文解字』に「繪無文也」とあり、文様のないきぬのことであるといわれる。この『説文』の解釈は、

段玉裁の注が指摘しているように、『春秋繁露』(度制第二十七)に「古者天子衣文、……庶人衣縵」(むかし天子は文を衣、庶人は縵を衣る)とあるところから、天子の衣服の特色を「文」と認め、庶人の衣服である縵はその反対のものとして「無文」の繪帛の類としたのであろう。したがって顔師古が「縵田」とは圃をつくらざるものなり」というとき、代田の特色を圃をつくる田と認め、その反対のものとしてこういったのであろう。訓詁家の立場としては一応もっともなように思われる。しかしもし縵田が、顔師古のいうように、圃をつくらぬ田、すなわち畝と圃の区別のない田を意味するとすれば、そういう田は当時の一般的な耕田のすがたではない。畝と圃の別は西周時代から存在したし、また任地篇の「上田棄畝、下田棄圃」の農法は決して特殊な農法とは考えられないからである。したがって関斗基氏が指摘されたように、顔師古は農法に詳らかでなく、単なる訓詁の立場から代田法の特色を「圃中播種」と認め、「その反対の農法」として「縵田謂不為圃者也」といったにすぎない、ということになる。

ところが西嶋氏は、顔師古の注がこのような欠点をもつ

ことを一応認めつつも、『齊民要術』に使用されている「漫擲」「漫散」の語が散播を意味するとして縵田の播種法を散播と認め、「従来の農法においても、五尺余の広さの畝の上には散播が行われた。それゆえ畝（＝隴）上に限っていえば、これは厳密な意味での列条播種ではなく縵田である。畝の中に圃はない。だから縵田とは圃をつくらない農法である。もし前掲の顔師古の注が、この意味でいったものならば、それは正しいとしなければならない。つまり代田法が比較された縵田とは従来の基本法であった広畝散播法にほかならなかったのである」といわれるのである。

この西嶋氏の説には、私は二つの点から賛成しがたい。一つは、『齊民要術』の「漫擲」の「漫」は手播きを意味するもので、必ずしもばらまきを意味するものでないことである。もう一つは、顔師古の注を、畝上に圃をつくらず、畝上一面に散播するものとすれば、なるほど畝上は「無文」のようであるが、耕田全体を見れば、五尺（あるいは五尺二寸）幅の文様が、一尺（あるいは八寸）の圃をはさんで描かれているのであって、それでは決して「無文」とは言いかねるからである。こう考えてみると、顔師古の注に

よって縵田を「圃をつくらない田」とすることはできないのである。それでは班固のいう縵田とは一体どういう田であらうか。もういちど「縵」字の意味から考え直してみよう。

## 五

『康熙字典』や『中華大辞典』によって「縵」字の解釈を見ると、はじめに『説文解字』によって「縵の文なきものなり」とあり、つづいてこれを受けて、すべて無文のものを縵という例として『周礼』春官巾車や『左伝』成公五年に見える例をあげ、縵田の顔師古注に及んでいる。これが縵の字解として中心的な位置におかれていることは『説文』の権威からして当然であるが、だからといって『説文』の字解がオールマイティではないし、しかもこれによって班固のいわゆる縵田の性質を規定しがたいことは先きに述べたとおりである。そこでさらに縵字の別解を探してみると、

(一)『周礼』春官啓師に「教縵樂燕樂之鐘磬」とあり、鄭玄の注に「杜子春説縵為怠慢之慢、玄謂縵説為縵錦

之縵、謂雜聲之和樂者也」とある。また『礼記』学記には「不<sub>レ</sub>学<sub>二</sub>操縵<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>安<sub>レ</sub>弦」とあり、鄭玄注に「操縵雜<sub>二</sub>弄弦属<sub>一</sub>」とある。これらによって『中華大辞典』は、縵は「雜樂也」といつている。

(二)『莊子』齊物論に「縵者審者密者」とあり、陸徳明の音義には縵は「寛心也」とある。また『集韻』には縵は「緩也」、「韻補」には「緩縵也」とある。

このように縵の字は、「繪無文也」が唯一の解釈ではないのである。(一)によれば縵の字は、漢代すでに怠慢の慢、雜聲・雜樂の雜と解されていたことがわかる。また(二)によれば、縵とは「寛かな心」であり、無頓着の意味である。

(一)と(二)とは共通したところがあり、手入れのよくない粗雑なものを縵というらしい。それは『説文』の解にも通じるので、庶民の用いる粗雑な繪帛の特徴を無文にもとめたものにほかならない。この解釈によって縵田の意味をとらえるならば、それは「無頓着な手入れのよくない粗雑な田」ということになる。班固が代田と比較した縵田とは、ただこのような意味ではなからうか。まことに平凡な解釈だが、縵田とは慢田ということになる。顔師古の注が成立したが

以上は、こうならざるをえないのである。

なお食貨志上の下文には趙過が平都令光より教えられた人輓犁をもって離宮の空地に代田法を試みたところ傍の田より畝ごとに一斛以上の増収があったことが記されている。この「傍田」にどんな農法がおこなわれていたのかももちろん明らかではない。縵田というのは実はこれに類した漠然とした言葉にすぎないと見る方が自然ではなからうか。またこの離宮がどこにあったかも明らかでないが、長安付近とすれば、それは一般論として高旱の地で上田農法がおこなわれていたものと推定される。代田法は、閔斗基氏が指摘されたように、耐旱処理がその特色の一つであるから、その施行対象は、いわゆる上田であったことも対応する。すなわち班固が代田とその收穫を比較した縵田というのは、かれ自身はその農法を何ら規定せず、ただ漠然と代田法の実施された地方の「手入れのよくない田」を意味したにすぎない。その場合、代田法では便巧な耕耘下種の田器を用いたといわれているので、それらを使用せず、耕田には従来の耒耜を用い、下種は手播ぎ（漫種）だったのであろう。しかもそれが上田農法であるかぎりには、閔斗基氏のように、

『呂氏春秋』任地篇にいうところの「上田棄畝」すなわち「畹中播種」の農法だったろうと考えてさしつかえないようである。

この上田農法について、私は先きの小論において、つぎのように記した。

上田の場合に、五尺幅の畝をすてて一尺幅の畹にのみ播種するということもあり得ないであろう。とすれば上田の場合にもやはり五尺幅の畝に二行にやや深い溝をほって播種するのではなからうか。この播種用の溝は上田においては余り浅くては意味がないから次第に深くなり、深さ一尺、広さ一尺の畹と同じようなものとなり、結局は一畝に三畹あるごとき形となったのであろう。この時もし増産に対する要請があれば、上田では排水溝の必要度は低いから、本来の畹にも播種できるはずである。これこそ「代田法」にいうところの一畝三畹にほかならない。

このようにして私は、任地篇にいうところの「上田棄畝」の農法こそ代田法の先駆形態と考えたのであるが、関斗基氏はこれこそ縵田法だというわけである。私もそれに一応賛成である。ただその場合、縵田法が代田法とあまりに近い形態のものでは、その畝当り収穫の差が説明できな

いことにならう。そこで班固は慢田であることを強調したのであろう。しからば班固は何故、「慢田」「漫田」あるいは「雑田」などと記さず、「縵田」と記したかというところ、こういう種々の性質を総括するものとして「縵」の字を用いたのではなからうか。

## 六

私は先きに発表した小論において、『呂氏春秋』上農等四篇の性格について論じたさいに、弁土篇と審時篇とは、その冒頭の句が、

弁土篇——凡耕之道、云々

審時篇——凡農之道、云々

とあって、まったく同じかたちをしているところから、この二篇は同一作者の手に成るもののごとくであり、しかも前の任地篇とははなはだしく異なるかたちをしていることに注意した。それは主として任地篇がはじめに十大問題を提出し、つぎにその解答ともいふべき耕作の原則をのべるかたちをとっている点にあるが、その解答の部分の冒頭の句が、「凡耕之大方、云々」とあることも無視できないと思

う。それは弁土篇の「凡耕之道、云々」というのとまったく同じ意味だからである。任地篇が弁土篇・審時篇と作者を異にする一証であろう。

このように、私は今も任地篇を他の三篇とその性格を異にする篇で、夏緯瑛氏のいうように、それは古農書『后稷』の抜萃かも知れないと考えることにはわりはないが、ただ上農篇中にも「后稷曰」という引用があるところを見ると、これら四篇はいずれも后稷を農業の始祖とあおぐ官僚派農學家の書であるという意味では共通の性格をもつものにはちがいない。

また任地篇と他の三篇との性格の差について、先きの小論において私は、任地篇の「上田棄畝」の農法を漢の代田法に連続する先行形態と考え、この上田農法の記されていない他の三篇——主として弁土篇——の農法を、農業技術の発達史から見れば、任地篇より古い農法であろうと記したが、今少しくこれを補説しておきたい。

それは前節に記したように弁土篇にも上田・下田の農法の違いが指摘されていることの意味についてである。まずこのことを弁土篇について見てみよう。

上田則被其処、下田則尺其汗。無与三盜任地。夫四序參発。大剛小畝為青魚腓、苗若直狐（鬣）、地竊之也。既種而無行、……故去此三盜者、而後粟可多也。

「上田（高旱田）はその耕せし処を覆なまして水分を保存し、下田（低湿田）は排水をよくして汗なま水を除くべし。三盜に地を任せてはならぬ。それ四季の順序に照して耕すべし。剛剛を大にし畝うらを小にすれば、青き魚の水を飛び出せしごとくなり、苗は直立せるたがみのごとくなるは、地が竊めるなり。既に播種して行なければ、……故にこの三盜をふせぎてのちはじめて、粟の收穫が増大しうるなり。」

この文において、上田・下田の農法が対句的に記されていることは、任地篇の場合と同様だが、しかしここでは単に上田は水分の保存を、下田は汗水の排除を説くのみで、任地篇のように「上田棄畝」すなわち「畝中播種」を説くものではない。これはおそらく上田においても畝上播種の農法を前提としているものと思う。そうしてこの文について直ちに三盜（地竊・苗竊・草竊）の害を説いていることは、この三盜のいましめが上田・下田ともに適用されることを示している。したがって「大剛小畝」の害を説くこと

も決して下田農法だけの問題ではなく、上田においても畝上播種である以上は大畧小畝は「地癩」の害として避けなければならぬはずである。こう考えてくると、弁土篇の後文の「畝は広くして以つて平らかならんことを欲す」とか、「畝は広くして以つて平かなれば則ち本を喪わず」等の文も決して下田農法のみを対象としたものでないことになる。

このように見てくると、弁土篇の農法は上田・下田ともそれぞれはじめに水分の保存と汗水の排除をした上で同じく畝上に播種する農法であり、これに対して任地篇は上田は畧中に、下田は畝上に播種する農法を説くもので、したがって大畧小畝の害を説くことはない。こういう意味から、それは、より進歩した——代田法に近い——農法を説くものと考えられるのである。

## 七

私は先きの小論において、『呂氏春秋』の任地篇と弁土篇とは性格を異にする篇であるから、その説く農法にも差異があるべきこと、とくに任地篇に記されている上田農

法は代田農法に連続すべき先行形態として注意すべきことを論じた。これについてはその後、二三の方から検討を約束されたが、今なお批判的意見をうかがうにいたっていない。

ただソウルの関斗基氏から寄せられた私信と関成基氏論文の書評とは極めて興味深いものがあつたので、ここに紹介するとともに、白紙にもどつて前説を再検討しようと思つた次第である。しかしどうしても自説にならず、徹底的な自己批判どころか、ただ前説の補強をこころみたにすぎない結果になつた。しかもいささか西嶋定生氏の論文の一部にこだわらずに心苦しいが、ただ拙論の意図するところが明確に表現したいあまりにそうなつたので、許されたい。

ただひとつ、弁土篇をもふくめて『呂氏春秋』の農法は、決して下田農法を中心としたものではなく、上田・下田の農法を対等にふくむものであるという結論に達したのは、新しい発見ではなからうか。さきの小論とあわせて御検討をお願いしたい。

① 西嶋定生「代田法の新解釈」『野村博士還暦記念論文集』、封建制と

資本制」一九五六年。のち改訂増補して『中国経済史研究』一九六六年に収録。

② 伊藤徳勇「代田法の一考察」(『史学雑誌』六九の一、一九六〇年)、米田賢次郎「趙過の代田法―特に犁の性格を中心として―」(『史景』二七・二八合併号、一九六三年)。

③ 関斗基氏によると、解放後の韓国における中国史研究者の数はすくないが、発表論文の比較的多いのは漢代で、しかもその大半は社会経済史に関するもので、それには日本における漢代史研究の影響が認められるといひ、次の四篇の論文を紹介批評している。

(一)、釜山大学の関成基氏の「漢代入粟受爵制」(一九六三年、釜山教育大学の『教大学報』別冊研究論文集、五五―七八頁)。

(二)、同氏の「漫田法小攷」(一九六四年、『釜山大学校』文理大学報』第七輯、二九―四〇頁)。

(三)、慶北大学の金輝氏の「前漢王朝の農民確保策―権力維持のための基本政策と関連して―」(一九六三年、『慶北大学校論文集』第七輯、二二三―二三九頁)。

(四)、同氏の「漢書食貨志上」賈誼晁錯董仲舒の上言についての一考察―上言年時と背景―」(同第八輯、八三―九七頁)。

④ 西嶋氏上掲著書九一頁。

⑤ 米田氏上掲論文註3。

⑥ ここで私は気前よく「種子と労力の浪費は問わないとしても」といったけれど、これは生活をかけている農民にとって決して小さな問題ではない。

⑦ 西嶋氏上掲著八五頁に「高田においては明に播種すると解しても、それは高田特殊のばあいだ」とある。

⑧ 『尚書』の梓材篇に「その疆<sup>まが</sup>や畎<sup>あき</sup>(明)を為る」とあり、大誥篇には「穡<sup>さく</sup>夫のごとく、予れ曷ぞ敢て朕が畝<sup>あき</sup>を終えざらんや」とある。

⑨ 西嶋氏上掲著九七頁。

⑩ このことについては先きの拙論のなかで記しておいた。また西嶋氏自身も一七八頁註(26)で、王禎の『農書』に「列条栽培でも手播するものを漫種といっている」例のあることを記している。

(一九六八・七・一五)

(奈良女子大学教授)

## Japan at the End of Meiji

—a study of the history previous to the defending movement  
for the Constitution (1)—

by

Shirō Yamamoto

The defending movement for the Constitution, as an up-to-date problem or for our investigation of the Taishō democracy, may be very important, but there are very little former studies which have made use of the original resources.

In this article, owing to limited space, we have done our best in examining the political affairs at the end of Meiji as the previous history, according to the then original resources, or newspapers and magazines of the day.

The outline comes to the conclusion that we should rather make much of the confronting aspect of the Seiyu 政友 Party with the clan officialdom than that of their co-operation and compromise, which played the most important part in the course of dissolution of the old system and reformation of the new system in Japan after the Russo-Japanese War. The zenith of antagonism between two parties is to be explained in the next monograph.

Again on the Agricultural Technique in the Four Books of  
Lü-shih-ch'un-ts'iu 呂氏春秋, such as Shang-nung-p'ien 上農篇

by

Riichi Ōshima

This article is a supplement to that in the Shirin or the Journal of History, Vol. 49, No. 1, and introduces the Man-t'ien art 緦田法 by Messrs. Min Seong-gi 閔成基 and Min Du-gi 閔斗基 of Korea, too; and it is affirmed that a common agricultural art between Shang-t'ine 上田 and Hsia-t'ien 下田, never an art only for Hsia-t'ien, is explained in the

four books of Lü-shih-ch'un-ts'iu 呂氏春秋, and the Man-t'ien art, compared with the Tai-t'ien art 代田法 by Pan-ku 班固, must be the art for tilling Shang-t'ien in the Jen-ti-p'ien 任地篇 of Lü-shih-ch'un-ts'iu.

## Max Weber und die Weimarer Demokratie

von

Ikuo Hatta

Der Verfasser hat versucht, das politische Denken Max Webers dadurch zu deuten, daß er die spezielle Haltung Webers zur Weimarer Demokratie überprüft.

Zunächst analysierte er Webersche politische Schriften, insbesondere dessen Aufsatz „Parlament und Regierung im neugeordneten Deutschland“ und zog die Tatsache aus, daß Weber die Parlamentarisierung in Deutschland fest behauptete. Dann schlug er in „Max Weber und die deutsche Politik 1890-1920“ von W. J. Mommsen nach und brachte ins klare, daß Weber den plebiszitären Reichspräsidenten bei der Verfassungsberatungen im Reichsamt des Innern vom 9.-12. Dezember 1918 verlangte, während er die Parlamentarisierung wiederholt forderte. Der plebiszitäre Reichspräsident steht nach Weber dem Parlament gegenüber.

Diese Entwicklung des Weberschen politischen Denkens versuchte ich aus dem Gegensatz seiner liberalistischen Wertidee zu seiner Erkenntnis über die Massendemokratie zu verstehen, und folgerte, daß es hierin eine Problematik im politischen Denken Webers festzustellen ist.

## Genealogy of Japanese Rice Crop

by

Naomichi Ishige

This article is brought forward for the purpose of explaining the origin of Japanese rice crop; in the first article, “How to havest rice,”